

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田県は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

秋田県知事

## 公表日

令和4年8月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、国の定める難病の患者に対し、医療費に支給を行う事務(自己負担上限額の決定、受給者証の交付)</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】</p> <p>①難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の特定医療費の支給に関する事務</p> <p>②難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>③難病の患者に対する医療等に関する法律による医療受給者証に関する事務</p> <p>④難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更に関する事務</p> <p>⑤難病の患者に対する医療等に関する法律第十一条第一項の支給認定の取消しに関する事務</p> <p>⑥難病の患者に対する医療等に関する法律第三十七条の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>⑦難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第十三条第一項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	指定難病等情報管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
指定難病等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項 別表第一 項番98</li><li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号</p> <p>【情報照会】 別表第2 項番120 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第59条の3</p> <p>【情報提供】 別表第2 項番26 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号リ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 項番56-2 第30条第3号へ 項番87 第44条第1号リ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	秋田県健康福祉部保健・疾病対策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秋田県総務部広報広聴課 住所: 秋田県秋田市山王四丁目1-1 電話番号: 018-860-4091
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秋田県健康福祉部保健・疾病対策課 住所: 秋田県秋田市山王四丁目1-1 電話番号: 018-860-1424

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月27日	I 1③システムの名称	特定疾患等情報管理システム	指定難病等情報管理システム	事後	
平成31年3月27日	I 2特定個人情報ファイル名	特定疾患等情報ファイル	指定難病等情報ファイル	事後	
平成31年3月27日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番7	番号法第9条第1項 別表第一 項番98 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条	事後	
平成31年3月27日	I 4②法令上の根拠	【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番120 未制定  【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番26 未制定 項番56-2 未制定 項番87 未制定	【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番119 第59条の3  【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番26 第19条第1号リ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 項番56-2 第30条第6号 項番87 第44条第1号リ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	事後	軽微な変更(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による条項変更)
平成31年3月27日	I 5① 部署	秋田県健康福祉部健康推進課	秋田県健康福祉部保健・疾病対策課	事後	
平成31年3月27日	I 5② 所属長	課長 柳田 高人	課長	事後	
平成31年3月27日	I 8連絡先	秋田県健康福祉部健康推進課	秋田県健康福祉部保健・疾病対策課	事後	
平成31年3月27日	II 1いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年3月27日	II 2いつ時点の係数か	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年3月27日	IVリスク対策	項目なし	項目追加	事後	軽微な変更(様式変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	I 4②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番119 第59条の3</p> <p>【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番26 第19条第1号リ、第2号、 第3号、第4号、第5号、第6号 項番56-2 第30条第6号 項番87 第44条第1号リ、第2号、 第3号、第4号、第5号、第6号</p>	<p>番号法第19条第7号 【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番120 第59条の3</p> <p>【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番26 第19条第1号リ、第2号、 第3号、第4号、第5号、第6号 項番56-2 第30条第6号 項番87 第44条第1号リ、第2号、 第3号、第4号、第5号、第6号</p>	事後	軽微な変更(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による条項変更)
令和2年7月31日	II 1いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年7月31日	II 2いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年7月30日	II 1いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月30日	II 2いつ時点の係数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月30日	I 1 ②事務の概要	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、国の定める難病の患者に対し、医療費に支給を行う事務(自己負担上限額の決定、受給者証の交付)</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】</p> <p>①難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の特定医療費の支給に関する事務</p> <p>②難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>③難病の患者に対する医療等に関する法律による医療受給者証に関する事務</p> <p>④難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更に関する事務</p> <p>⑤難病の患者に対する医療等に関する法律第十一条第一項の支給認定の取消しに関する事務</p> <p>⑥難病の患者に対する医療等に関する法律第三十七条の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>⑦難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第十三条第一項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、国の定める難病の患者に対し、医療費に支給を行う事務(自己負担上限額の決定、受給者証の交付)</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】</p> <p>①難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の特定医療費の支給に関する事務</p> <p>②難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>③難病の患者に対する医療等に関する法律による医療受給者証に関する事務</p> <p>④難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更に関する事務</p> <p>⑤難病の患者に対する医療等に関する法律第十一条第一項の支給認定の取消しに関する事務</p> <p>⑥難病の患者に対する医療等に関する法律第三十七条の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>⑦難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第十三条第一項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月9日	I 4②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番119 第59条の3</p> <p>【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番26 第19条第1号リ、第2号、 第3号、第4号、第5号、第6号 項番56-2 第30条第6号 項番87 第44条第1号リ、第2号、 第3号、第4号、第5号、第6号</p>	<p>番号法第19条第8号 【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番120 第59条の3</p> <p>【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番26 第19条第1号リ、第2号、 第3号、第4号、第5号、第6号 項番56-2 第30条第3号へ 項番87 第44条第1号リ、第2号、 第3号、第4号、第5号、第6号</p>	事後	軽微な変更（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による条項変更、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による条項変更）
令和4年8月9日	II 1いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月9日	II 2いつ時点の係数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月9日	IV 8 監査	[ ]自己点検 [ ]内部監査 [ ]外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [ ]外部監査	事後	